

別表第2

階層区分	世帯の階層(細)区分			徴収基準月額(円)	徴収基準加算月額(円)		
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯			0	0		
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯			1,100	110		
C	A階層及びB階層を除き当該年度分の市町村民税均等割の額のみ課税世帯			2,250	230		
D	A階層、B階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割の年額(円)		階層(細)			
			～				
			～	3,000	D1	2,900	290
		3,001	～	5,800	D2	3,450	350
		5,801	～	8,700	D3	3,800	380
		8,701	～	13,000	D4	4,250	430
		13,001	～	17,400	D5	4,700	470
		17,401	～	22,400	D6	5,500	550
		22,401	～	28,200	D7	6,250	630
		28,201	～	58,400	D8	8,100	810
		58,401	～	75,000	D9	9,350	940
		75,001	～	96,600	D10	11,550	1,160
		96,601	～	121,800	D11	13,750	1,380
		121,801	～	175,500	D12	17,850	1,790
		175,501	～	221,100	D13	22,000	2,200
		221,101	～	380,800	D14	26,150	2,620
		380,801	～	549,000	D15	40,350	4,040
		549,001	～	579,000	D16	42,500	4,250
		579,001	～	700,900	D17	51,450	5,150
		700,901	～	849,000	D18	61,250	6,130
849,001	～	1,041,000	D19	71,900	7,190		
		1,041,001	～		D20	全額	左の徴収基準月額の10%。ただし、その額が8,560円に満たない場合は、8,560円

備考

1 徴収月額の特例

ア A階層以外の各層に属する世帯から2人以上の児童が、同時に別表2の徴収基準額表の適用を受ける場合は、その月の徴収基準月額の最も多額な児童以外の児童については、同表に定める加算基準月額によりそれぞれ算定するものとする。

イ 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

ウ 児童に民法第877条に規定する当該児童の扶養義務者がいないときは、徴収月額の決定は行わないものとする。ただし、児童本人に市町村民税が課されている場合は、本人につき、扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。

2 世帯階層区分の認定

(1) 認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者の全てについて、その市町村民税等により行うものである。

(2) 認定の基礎となる用語の定義

ア 「児童の属する世帯」とは、当該児童と生計を一にする消費経済上の一単位を指すのであって、夫婦と児童が同一家屋で生活している標準世帯は勿論のこと、父が農閑期で出稼ぎのため数箇月別居している場合、病気治療のため一時土地の病院に入院している場合、父の職場の都合上他の土地で下宿し時々帰宅することを例としている場合などは、その父は児童と同一世帯に属しているものとする。

イ 「扶養義務者」というのは、民法第877条に定められている直系血族（父母、祖父母、養父母等）、兄弟姉妹（ただし、就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての取扱いをしないものとする。）並びにそれ以外の三親等以内の親族（叔父、叔母等）で家庭裁判所が特別の事情ありとして、特に扶養の義務を負わせるものである。ただし、児童と世帯を一にしない扶養義務者については、現に児童に対して扶養を履行している者（以下「世帯外扶養義務者」という。）の他は、認定に際して扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。

ウ 認定の基礎となるのは、

所得税法（昭和40年法律第33号）、

租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規
平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」

及び平成30年8月30日健発0830第7号厚生労働省健康局長通知「小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業における寡婦控除等のみなし適用に係る取扱いについて」

によって計算された地方税法により賦課される市町村民税（ただし、所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しない。）、生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付（以下「支援給付」という。）である。

なお、指定都市に住所を有する者の市町村民税所得割を算定する場合には、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなし、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）第1条による改正前の地方税法に規定する個人住民税所得割の標準税率（6%）により算出された額を用いることとする。